

平成 30 年 7 月 24 日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会  
会 長 木 下 勝 之

### 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に対する周知依頼について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記について、厚生労働省子ども家庭局母子保健課より周知依頼がありました。

今回の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（資料 1）は、今年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、7 月 20 日に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で決定・公表されたもので、すべての子どもの安全確認・安全確保のためのルールの徹底、関係諸機関での情報共有と効果的・効率的な役割分担、児童相談所や市町村の体制と専門性の強化、虐待の早期発見と適切な介入および保護された児童の受け皿の確保などが盛り込まれ、《緊急に実施する重点対策》と《児童虐待防止のための総合対策》よりなっています。特に、児童相談所や市町村における職員体制・専門性強化については、2016 年から 2019 年を期間とする「児童相談所強化プラン」を前倒しして見直すと同時に、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（2019 年度～2022 年度）を年内に策定するとされています。

また、本会と特に関連の深い事項としては、妊婦健診未受診者など児童虐待のリスクが考えられるケースについての産前・産後を通じた支援体制の強化および要保護児童対策地域協議会での情報共有や養育支援訪問事業の活用等による支援の強化が求められています。

厚生労働省子ども家庭局は、これらの対策を実施するために、既に発出されている関連通知を取りまとめ（子母発 0720 第 1 号、子発 0720 第 2 号、子母発 0720 第 3 号、子家発 0720 第 5 号）さらに「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成 28 年 12 月 16 日付け雇児総発 1216 第 2 号）を一部改正して（子家発・子母発 0720 第 4 号）（以上、資料 2～5）、標記「緊急総合対策」とともに 7 月 20 日付けで自治体宛てに発出していますので、添付の通知等を熟読いただきますようお願いいたします。

日本産婦人科医会では、妊産婦のメンタルヘルスへの取り組みを通じて、特定妊婦の早期発見ならびに児童虐待防止に貢献していきたいと考えていますが、都道府県産婦人科医会会長の先生方に置かれましては、今回の緊急総合対策と関連諸通知について、会員の先生方に周知をお願い致しますとともに、各地域での妊産婦メンタルヘルスの取り組みになお一層ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

## 【通知等一覧】

- (資料1) 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について」  
(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)
- (資料2) 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について」  
(平成30年7月20日付厚生労働省子ども家庭局長通知)
- (資料3) 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について」  
(平成30年7月20日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長通知)
- (資料4) 「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の一部改正について  
(平成30年7月20日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長通知)
- (資料5) 「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」  
(平成30年7月20日付厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)